

第5章 計画の推進体制

1 計画の周知

本計画を広く市民に周知し、障がいや障がいのある人への正しい理解を普及しながら、基本理念・基本目標の実現に向けて、障がいのある人の豊かな地域生活の実現に努めていきます。

2 計画の推進体制

本計画は、保健、医療、福祉、教育、労働など広範囲にわたっていることから、市では関係する部課及び関係機関等が連携して障がい者施策を推進するとともに、地域福祉活動を実施している関係団体と連携を図り、市民全体で計画の実現に向けて取り組んでいきます。

このことから、障害者地域自立支援協議会を中心に関係機関と相互に連携しながら、障がいのある人のライフステージに応じた支援を行い、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、計画を推進していきます。

3 国・道及び近隣市町との連携

本計画は、広域的に対応しなければならない施策もあることから、広域における障がい福祉サービス等の状況を踏まえ、国・道や近隣市町と連携し計画の推進に努めます。

また、障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法施行に伴う障がい者福祉施策の見直しに対応するため、国や道などの動向を見ながら、計画の弾力的な運用を行うとともに、障がいのある人の多様化するニーズを把握し、国・道や近隣市町との連携を図ります。